

〔様式第1号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 施設の名称及び所在地

3 施設(事業)の種類

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事請負契約書又は工事見積書
- (4) 設計監理契約書
- (5) 建物面積表及び建物設計書
- (6) 工程表

〔様式第2号〕

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標題の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。また、市長が認める軽微な変更は、事業計画の変更を伴わない軽微な図面の変更とする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 工事の経過等事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならないこと。
- (6) 市長は、申請者が補助事業を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業が一部完了し補助金が交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- (7) 本通知（指令書）受領のうえは、速やかに本通知書全文の写しを添えて請書を提出すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付せざることがある。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注

意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (11)事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書〔様式第4号〕」により市長に報告しなければならない。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、本市に納付しなければならない。なお、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
- (12)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
- (13)補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (14)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等本市が行う手続に準拠しなければならない。
- (15)補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (16)補助事業者が前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を本市に返還させことがある。
- (17)補助事業者は、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、速やかに本市に報告し、その指示を受けなければならない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ウ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (18)その他、大阪市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び大阪市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、標題の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

1 交付しない理由

〔様式第4号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号にて通知のありました
小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金の交付決定については、小規模多機能
型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請を取
り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

請　　書

令和　年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
法人代表者名

令和　年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定を受けた
令和　年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金については、交付決定通知書の各条項を遵守のうえ実施することを交付決定通知書全文の写しを添えてお請けします。

〔様式第6号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

(ここには変更の内容を簡単に記載)

(例) 工事進捗状況の遅れに伴う令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付決定の変更(別紙のとおり)

〔様式第7号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔様式第8号〕

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金事情変更による

交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定しました
標題の補助金については、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第
11条の規定により、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第9号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金の予定額 金 円

2 施設の名称及び所在地

3 施設（事業）の種類

4 添付書類

- (1) 補助対象工事にかかる工事費精算書（ただし、2カ年以上の継続事業のため工事完成していない場合、収支決算書又は決算見込書とする。）
- (2) 工事請負契約書
- (3) 設計監理契約書
- (4) 建物面積表及び建物設計書
- (5) 工事完成写真（ただし、2カ年以上の継続事業のため工事完成していない場合、年度末時点における工事施工箇所の現況写真とする。）
- (6) 請求書又は領収書及び振込金受取書の写し
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は2カ年以上の継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く）
- (8) 工程表

〔様式第10号〕

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定しました
標題の補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、小規模多機能型
居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 確定金額 金 円

〔様式第11号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金精算書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

記

1 補助金額	金	円
2 精算額	金	円
3 差引額	金	円

〔様式第12号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金支払報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第17条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告をします。

〔様式第13号〕

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定しました
補助金については、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第18条
の規定により、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

〔様式第14号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所在地

法人名

代表者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの